

## 第3回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成16年12月27日(月) 13:30～14:30

場 所 栃木県公館大会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長

荒井委員、新江委員、伊藤委員、大串委員、小川委員、片岡委員、金井委員、  
菊池委員、小関委員、佐藤委員、須賀委員、鈴木委員、高田委員、谷口委員、  
千葉委員、中川委員、中村委員、野口委員、野田委員、船曳委員、北條委員、  
前田委員、眞杉委員、峰岸委員、三森委員、八木澤委員

欠席2名

< オブザーバー >

黒田オブザーバー、幸田オブザーバー代理

< 県 >

福田知事、須藤副知事、山中商工労働観光部長、小林副出納長兼出納局長、  
須藤商工労働観光部次長兼産業政策課長、中山商工労働観光部次長、  
繪面出納局会計課長

会議内容

### 1 開 会

### 2 委員長あいさつ

ご案内のとおり、私は、去る17日に、知事から「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について意見を求めるといふ諮問をお受けしたが、急を要する事項であったので、その日のうちに須賀部会長に御連絡し、知事の意向を伝えるとともに、「地域金融再生部会」において、早急に調査・検討を進め、2月末を目途に委員会としての答申を出せるよう、部会案をまとめていただくことをお願いした。

須賀部会長は、快くお引き受けいただき、早速、先週の21日に地域金融再生部会委員協力のもと、会議を開催し、真に県民のためになる受け皿像は、どのようなものが最良なのかということについて、具体的な検討を進めていただいているところである。

これから、知事の期待に応えられるよう、精一杯の努力をしたいが、限られた時間に答申を出すためには、産業再生委員会の委員各位はもちろんのこと、須賀部会長はじめ地域金融再生部会委員の多大な支援がなければ、成し得ないことであるので、これまで以上のご理解・ご協力をお願いしたい。

### 3 知事あいさつ

まず、報告させていただくが、私は、知事に就任した9日に、早速、足利銀行の池田

頭取とお会いし、地域経済への配慮や企業再生への取組、資金供給の円滑化などについて、これまで以上に積極的に取り組まれるよう強く要請した。

また、国に対しては、先般、伊藤金融担当大臣、村上規制改革・産業再生機構担当大臣及び五味金融庁長官にお会いして、県内経済の動向や中小企業の経営・財務面、更には地域再生などについて十分配慮していただくように要望したところである。

足利銀行の受け皿像が具体的に見えないことで、県民の方々や中小企業者の中に不安が広がっているとも言われている中、私は、県民生活の安定や県内経済の発展のためには、同行が、真に県民のためになる受け皿に引き継がれるよう、県として明確な考え方を示し、国に対し、望ましい受け皿像を早急に提案することが、極めて重要なことであると考えている。

こうしたことから、「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について、当委員会で御審議いただき、来年2月を目途に御答申いただければと考え、去る17日に藤本委員長に諮問させていただいた。

本来なら、本日このような委員会の席で、諮問させていただくところであるが、県民の関心も極めて高く、なにより急を要する事項であるので、誠に勝手ながら諮問を先行したことについて、御了解いただきたい。

これから年始、年度末を迎え、ますます御多忙になる中、限られた期間内に御審議いただくことについて、お詫び申し上げるとともに、その趣旨を理解され、より一層の御協力を改めてお願い申し上げます。

また、議員提案により、委員定数を5名増員する「栃木県産業再生委員会条例の一部改正」が上程され、本日、県議会で可決されたのに伴い、新しい委員については、来年早々に選任し、「地域金融再生部会」に参加していただく予定としているので、御了承願いたい。

さらに、この受け皿問題について、県民の関心が極めて高いことから、直接、県民の皆様からの御意見を頂戴することとしたので、その結果につきましても、後日、委員会に報告するので、よろしく願いたい。

#### 4 議 事

##### (1) 栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

###### 【藤本委員長】

議事に入る前に、本日の会議は公開としたいがよろしいか。

また、非公開の必要が生じた場合は、その時点でお諮りしたい。

(異議なしの声)

###### 【中山次長】

去る12月17日、産業再生委員会に対し、知事から「足利銀行の望ましい受け皿のあり方」について諮問されたことに伴い、産業再生委員会において、受け皿銀行についての本格的な審議が行われることが見込まれるため、議員提案により産業再生委員会の審議機能の一層の強化を図る趣旨から、条例第2条で定める委員の定数を「30名以

内」から「35名以内」に改めることとし、本日午前中、県議会において議決成立したところである。

(2) 地域金融再生部会の結果及び今後の審議の進め方等について

第2回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果について  
今後の部会の進め方について

須賀部会長から、資料No3「第2回栃木県産業再生委員会地域金融再生部会の会議結果(概要)」、No4「審議予定スケジュール」、No5「審議予定項目」に基づき説明した。

預金保険法第102条及び第120条について

小林副出納長兼出納局長から、資料No6「預金保険法(抜粋)」、No7「一時国有化の終了パターン」に基づき説明した。

足利銀行は、預金保険法(以下「法」という。)第102条第1項第3号が適用され、特別危機管理銀行となっており、3号措置の適用は足利銀行が最初の例である。足利銀行は、現在再生計画によって再生を進めているところであるが、その終了については、法120条の第1号から第4号により規定されている。

- ・第1号 当該特別危機管理銀行と合併する金融機関が存続する合併
- ・第2号 当該特別危機管理銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
- ・第3号 当該特別危機管理銀行の営業の譲渡
- ・第4号 当該特別危機管理銀行の株式の譲渡

(3) その他

【中川委員】

前回の地域金融再生部会は非公開であったため、須賀部会長が会議の意見をまとめてプレスをしていただいたが、翌日の新聞各紙に掲載された「一体として存続させるのが望ましい。」という記事について、県民や経済人の方々が「現在、国有化されている足利銀行がそのまま単体で再生する。」というとらえ方をしており、事実、私にもかなり質問の電話があった。このことについては、私自身の認識とも異なっているので、もう一度御説明いただきたい。

【須賀委員(地域金融再生部会長)】

部会での合意事項は、分割譲渡、営業譲渡を行った場合、地理的に散り散りバラバラにしないということを確認した、ということである。

補足すると、足利銀行は、過去も現在も栃木県経済にとっても非常に重要な役割を果たしていることを考えると、今後も組織やシステム(機械やソフトウェアだけではなく、意志決定のシステムあるいは地域の中核的な決済銀行といったシステム)など、優良な資産を一体として存続を図ることが望ましい、雲散霧消しては県にとって大きなマイナスであるということである。

また、終了パターンについては、今後の部会の検討に委ねたいと思うが、基本的

に大事なことは、新銀行のあるべき姿を想定して、その新銀行の機能を十分に発揮できるような受け皿となることであり、また、国ないし県の関与、支援協力には何が大切かといった切り口から検討を進めてまいりたい。

【峰岸委員】

今の部会長の話は了解している。

そのなかで、例えば、将来は残るかどうかかわからないが、東京など遠隔地にある足利銀行の支店については別と考えてよいのか。

【須賀委員(地域金融再生部会長)】

個々の店舗政策については、地域の状況あるいは経済の状況に応じて臨機応変に行っていくことなので、県外の店舗どうこうするということは、この場では議論にならない。

【峰岸委員】

「県民銀行」という用語を使うことが、報道にとっていろいろ要件を与えることになると思うので、委員会でこの用語を使って議論することはいかなものか。

【須賀委員(地域金融再生部会長)】

特に審議のなかでは「県民銀行」という用語は使っていないと思う。

私が部会で議論したなかでは、3号措置の終了後の姿という意味で「新銀行」という言葉を使っている。「県民銀行」というのは、あくまでも諮問事項にもあるように県民生活の安定や県内経済の発展のために望ましい銀行という意味であると理解している。

【藤本委員長】

本日は大変お忙しいところ、お集まりいただいたことについてお礼申し上げます。

委員各位はもとより、須賀部会長はじめ地域金融再生部会の委員の方々には、来年早々ご迷惑をおかけするが、よろしく願いたい。

5 閉 会